

発言



鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部准教授

「福祉避難所」もっと活用を

まな事態を想定しておく必要がある。

最後に、地域のコミュニティから距離をおいている住民を「要配慮者」として対応する取り組みの必要性を指摘したい。

不登校、引きこもり、アルコール等の依存症、ドメスティックバイオレンス(DV)・虐待・性被害など、特別のニーズを有する住民に安全な避難所をどう提供していくのか。普段からの住民への目配りと情報発信が欠かせない。

災害時は自治体が把握していない要配慮者が顕在化する。住民に事前に情報が提供されれば、特別のニーズがある人が自ら適切な福祉避難所を選ぶことも可能になる。

福祉避難所になるはずだった施設の被災や人手不足に対応するためには、ある程度広域的に多様な施設を相当数確保しておくことも必要だろう。防災訓練などで、さまざま

ような仕組みが必要だ。次に、多様な福祉避難所を増やし、それぞれの施設の人的・物的な特徴を具体的に事前に開示していくことだ。東京都文京区では妊産婦・乳児専用の避難所情報をあらかじめ母子手帳交付時に提供している。

災害時に機能するため何を改善していくべきか、3点提言したい。

第一に「まず指定避難所に集合させ、それから要配慮者を福祉避難所へ移送する」という2段階方式を變更することである。

現場で申し込みが殺到し、明確な基準がない中で要配慮者を判定していくことは難しい。支援する側にも避難者側にも大きな負担を強いる。当初から配慮が必要な人には自分のニーズに応じて避難所を選択できる

い。だが、現状は設置数、運営体制ともに不十分で、住民にも周知されているとはいえない。

熊本市の場合、災害時に福祉避難所を置く協定を176の福祉施設と結び、最大で1700人の受け入れが可能ではなかった。にもかかわらず、熊本地震後の受け入れは日数が経過しても300人程度と限定的にとどまり、入所待機者も生じた。施設自体の被災や、職員不足などが影響したようだ。

「緊急時は我慢して集団生活をすべきだ」という空気は、被災した人たちにさらなる困難を強いる。避難所での「我慢」は被災者の生命すら脅かす。「福祉避難所」をもっと活用すべきだ。

福祉避難所は民間の福祉施設と自治体が協定を結び、災害時に高齢者や障害者、乳幼児など「要配慮者」の避難にあてる施設だ。内閣府によると、2014年10月時点で7647施設(791自治体)が事前指定されている。国は4月にガイドラインを公表した。

被災者の多様性に対応するため福祉避難所が果たすべき役割は大きい。

すずき・ひでひろ 元文京区危機管理課長。著書に「行政訴訟の実務」(第一法規、共著)など。

熊本地震では車中での避難や「テント泊」が注目された。体育館など自治体が指定する避難所で「赤ちゃんの音がうるさい」と言われ、出ていくしかなかった。「認知症の親を抱えて神経をすり減らした」などの被災者の声が報じられている。

「緊急時は我慢して集団生活をすべきだ」という空気は、被災した人たちにさらなる困難を強いる。避難所での「我慢」は被災者の生命すら脅かす。「福祉避難所」をもっと活用を

熊本地震では車中での避難や「テント泊」が注目された。体育館など自治体が指定する避難所で「赤ちゃんの音がうるさい」と言われ、出ていくしかなかった。「認知症の親を抱えて神経をすり減らした」などの被災者の声が報じられている。

「緊急時は我慢して集団生活をすべきだ」という空気は、被災した人たちにさらなる困難を強いる。避難所での「我慢」は被災者の生命すら脅かす。「福祉避難所」をもっと活用を

熊本地震では車中での避難や「テント泊」が注目された。体育館など自治体が指定する避難所で「赤ちゃんの音がうるさい」と言われ、出ていくしかなかった。「認知症の親を抱えて神経をすり減らした」などの被災者の声が報じられている。

「緊急時は我慢して集団生活をすべきだ」という空気は、被災した人たちにさらなる困難を強いる。避難所での「我慢」は被災者の生命すら脅かす。「福祉避難所」をもっと活用を

熊本地震では車中での避難や「テント泊」が注目された。体育館など自治体が指定する避難所で「赤ちゃんの音がうるさい」と言われ、出ていくしかなかった。「認知症の親を抱えて神経をすり減らした」などの被災者の声が報じられている。

「緊急時は我慢して集団生活をすべきだ」という空気は、被災した人たちにさらなる困難を強いる。避難所での「我慢」は被災者の生命すら脅かす。「福祉避難所」をもっと活用を

熊本地震では車中での避難や「テント泊」が注目された。体育館など自治体が指定する避難所で「赤ちゃんの音がうるさい」と言われ、出ていくしかなかった。「認知症の親を抱えて神経をすり減らした」などの被災者の声が報じられている。

すずき・ひでひろ 元文京区危機管理課長。著書に「行政訴訟の実務」(第一法規、共著)など。